

会社法の謎

商法52条

がない。それなのに持分会社の構成員を社員と呼んでいる 575以下

株式会社の定義はなく第2編の会社

合名会社、合資会社、合同会社は第3編の会社で持分外車(575 I)

577条＝持分会社の定款

定款の定めを要する事項

法令に反しない事項

広い定款自治の定め方として会社法にしては秀逸な規定ではないか

相続人に対する売渡請求

請求を受ける者は議決権を行使できないから。175 II。キックアウトできるよね。ほんと。

特別支配株主179

総株主の議決権の10分の9以上を有している者

取得条項付き株式

当該種類の株式について、当該株が株主総会の決議によってその全部を取得する

特別決議定款変更で設けることができる

309条2項 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上

のはいいけど

発行済み株式を定款変更で取得条項付きにしちゃうってのが???

116条1項2号 反対株主の株式買取請求がある

111条2項 4号譲渡制限 7号取得条項 の定めを設けるには種類株主総会の決議が必要、と

なんか泣けるほどわかりにくい

322条、ある種類の酒類株主に損害を及ぼす恐れがある場合の酒類株主総会

口 株主期の内容の変更

てのがあるのに、なんで、111条2項があるのか。

気持ち悪くないですか

117条7項だって、
株券の引渡しは128条に規定があるのに、なんで買取請求について同じことをいうのさ。

株券発行会社の定義がなんでこんなところにあんねん

株券については、有効に発行されたものでないのに流通する恐れがあるというのはほんと欠陥だよな
弥永95

106 共有者は権利行使する者を定めて(株)に氏名名称を通知
この通知をしても、共有の民法252等を充足しなければ適法ではない

株主名簿 会社121-126の効果を定めた規定は
126 株主に対する通知等
124 基準日
このふたつやね

459条2項
監査の適正意見等がある場合に限り効力がある
のは定款の定めではなく取締役会の決定(定め?どっちなんだよ法律は言葉)
なのでは

商法の配当は283条1項、281条1項4号、293条の5第1項

461条さ。配当の財源規制でしょ。
1号、138条は譲渡承認
2号、156条は合意に基づく取得
3号、157条は合意に基づく取得の価額の決定等 ておい。なんだこの3号は。
4号、173条は全部取得条項付き株式の取得
5号、176条は相続人等に対する売渡の請求
6号、197条は5年以上通知が到達しない場合の競売
7号、234条は端株
8号は剰余金の配当

はい。反対株主の買取請求はどうして。財源規制ないの。投下資本回収を優先しちゃうのかな?

はい。464条で、116条の反対株主の買取請求で支払った額が分配可能額を超えるときは職務執行者が(株)にその超過額を支払う義務を負う。金銭の交付を受けた者は責任を負わないの。やっぱ投下資本回収優先？いやでもそれはおかしくないかい。

462条

議案を提案した者が責任を負うのって機能的にどうなんだ。おれなら気楽に賛成しちゃう。

463条

求償権の制限を、善意の株主は求償に応ずる義務を負わないってなんや。請求権があるのかないのかも！

公告方法

公告方法を定款で定めることができる 939

登記も、定款の定めがあるときはしなさいとなってる 911Ⅲ②⑦

定款の絶対的記載事項でもない 27

では公告方法は登記しないこともできるのかな。こういうところが会社法っぽいような気が...

電子公告調査機関 941-959

掲載に金はかからないが、公告をしたことを証するのに金がかかる

133 株式を取得した 名義書き換えの請求をすることができる

134 承認受けているとか指定買受人であるとか相続であるとかは不要

461条は帳簿価額帳簿価額というけど含み益あっても簿価で配当しちゃっていいんですかって思うけど分配可能額も簿価ベースだからいいのか。

自己株式の取得

155③ 156Ⅰの決議があった場合は取得可

156Ⅱ 株主との合意による取得は数とか交付金銭とか決めるべしってⅠは156③の場合なんやこれ もぞもぞしすぎる古代中国の百科事典みたいな

株主との合意による取得 156

特定の株主からの取得 156、158の通知を特定の株主に対して行う なんでそゆ言い方すんの
市場取引による取得

取得請求権付株式の取得 166

取得条項付株式の取得 168 一定の事項が生じたことを条件として取得する 107Ⅱ③ロ

全部取得条項付種類株式の取得 171

募集株式の募集事項の決定は株主総会の決議だけど(199Ⅱ)普通決議か特別決議かは309条をみなさいしかも2項を白文で読んでもほぼわかりませんよっての好きになれないなあ

200が取締役または取締役会への委任を定め(定款ではなく決議によって)、201条が公開会社の特例(取締役会)を定めるのは、読みにくいとまでは言えないか。非公開会社では原則株主に決めさせ、公開会社では資金調達を優先させるという心は読めくないか。

ただ416Ⅳは監査委員等設置会社における執行役、399の13ⅤⅥは監査委員会等設置会社の取締役、という規定ぶりとはバラバラ感あるのは初学者だからですかね

有利発行規制

非公開会社は元々株主総会特別決議

公開会社では取締役会だけど有利だと株主総会特別決議なので無効にはならないが(判例)差し止めにはなる、有利かどうかは時価なら問題ないけど資金調達のためには多少低く設定することも無視できないでしょとなる

資料に基づけば一応はいいいよとは言えても、引受人が多数派や密接関係者であったら特別利害関係者が議決権行使したとして決議取消事由 831Ⅰ③

公開会社では支配力維持のための株式発行は、主要目的ルール、210Ⅱ、著しく不公正で差し止め事由

非公開会社ではそうではないが、発行自体が株主総会特別決議で、シェア維持は尊重されるので株主割り当て以外で、割合より多く割り当てを受ける者は特別利害関係者にあたり、議決権を行使して不当な決議831Ⅰ③がされたときは無効原因となる828Ⅰ

くっそ募集株式の募集事項決定199に加え、総引受契約の承認が必要だったか 205条2項

586

持分の全部を他人に譲渡した社員はその旨の登記をする前に生じた持分会社の債務について…弁済する責任を負う

登記されるのは業務執行社員と代表社員

業務執行しない社員は登記しようがないからずっと責任を負う?

612もね

587

Ⅰ 持分会社は持分を譲り受けることができない

Ⅱ 持分を取得したときには持分が消滅
これはどうこと？偶発的に取得とか？

591 Ⅳ

業務執行社員が辞任すると定款変更になる？てかそもそも委任の規定に従うの？

Ⅴ 解任も同じ。

いや、委任はおかしいや。社員は定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行する(590)のであって株式会社の規定を類推できないそもそも規定がない

610は退社の場合の定款のみなし変更なんて言ってるけど、591はどした？忘れた？

330みたいなものはないけど、593Ⅳは民法の委任を準用している。で受取物引渡し、金銭の消費、報酬、費用前払い、費用償還で何がしたいのかはわからない

善管注意義務と忠実義務は違うんですよ全然。独立してんの。で株式会社は330と355に分かれてるのに持分会社は593ⅠとⅡに並べてる。社団法人も確か同じ。これは本当に適当にやってる感が否めない。

430条の2第2項は会社と役員の補償契約があっても補償できない場合(重過失)を規定しているが429条第三者に対する責任＝重過失が全く補償されないじゃないかという問題。これ立法のとき議論されてるんすか

なお、重過失という要件は責任軽減規定425-427にもあり、この重過失はほぼ悪意(故意)と解する見解もある、と。いや同じ言葉は同じ意味で使いませんか。

でも資本取引って外為法読んだら全然違う意味だった。預金取引が資本取引とは。

336条2項

定款によって、…任期の満了する時までとすることを妨げない
が

定款の規定により、
じゃないのかという

定款の規定を設けることを妨げない
とか

定款によって〇〇とする
これはいいの？これで？？

業務執行取締役の定義は2条15号イなのか363条1項なのか

357条1項株主に報告ってなんや
株主全員？株主総会？

358条第1項

裁判所は不適法として却下する場合を除き検査役を選任するなら、棄却の裁判はなし？？門前払い以外は認容ってそれ裁判というのか
誰を選任するかが裁判ということか？

取締役会の招集権者を定めておくの結構大きいね
366

取締役会設置会社は監査役設置会社なのに、371条2項が営業時間内いつでも、3項が監査役設置会社は裁判所の許可を得て、ってなってるのなんでや。2項の適用ありうるのか。

取締役の員数って定款の任意的記載事項？定款で定めなくてもいい？

346条、役員が欠けた場合または法律もしくは定款で定めた員数が欠けた場合、だから、たとえば設置会社で5名以上となっている場合は5人中一人が辞任したら権利義務承継、
ま確かに定款に書かないと効力を生じない事項(相対的記載事項)である必要はない。定款以外で定めてもあまり意味のない事項、ともいえるか

38条1項「出資の履行が完了した後」なのに、設立時取締役を定款で定めていい根拠はよくわからない
ハンドブックと1000問の道標は見た

資本剰余金＝資本準備金＋その他資本剰余金
利益剰余金＝利益準備金＋その他利益剰余金
剰余金＝その他資本剰余金＋その他利益剰余金
これはよく考えた結果こうなったんですか・・・？

664条

1項本文 債務を弁済したあとでなければ残余財産の分配はできない 計算を述べている はず
但書き 争いのある債権を留保したら分配してもいい これも計算を述べていると思う
665条1項 清算からの除斥 これは明確に計算

2項 除外されたら分配されていない残余財産についてのみ これも計算 のはず

3項 一部分配してしまったら他の社員分も残余財産から控除 これは2項が計算を述べているなら
要らん条項だし、664条1項本文が本当に計算を規定したものなのかと怪しくなってくる

666条 出資の価額に応じて定める 定めるってなんや やっぱり計算方法を規定するという意味が
わかってないんじゃないかという

信託法34条1項2号ロ「その計算を明らかにする方法」これは分かってらっしゃる

663条 出資させることができる・・・???

支払わせるの間違いですか？

630条や634条

2項は「支払わせる」になってる

逆にこれは「請求することができる」なのではという・・・

1項もさ「請求に応ずる義務を負わない」って請求権があるのかなのかいえば？という・・・

あと640条や578条、合同会社では出資にかかる給付は全部履行しなければならないのに・・・？出
資させることができる・・・とは??

合名会社合資会社は出資の支払い期の規定はなし

出資にかかる給付はしなければならない。

清算においてもそれは同様。そもそも給付終わっていなければ出資の効果は生じない。出資させる
ことができるとは？増資？

651 清算人一委任に関する規定

業務も執行するはず

解散前は善管注意義務と忠実義務が同じ593条にある！委任に関する民法の規定も3項で準用。こ
れは分かっているんじゃない

ほう、競業禁止は株式会社より厳しい、と

645 存続するものとみなす「みなす」要らなくないですかね。てかおかしいですね。法が「ある」とい
うから法人はあるのであって、存続する、といえればいい。みなして初めて存続するものは法人ではな
いのでは。なんか萎えるな。

638条や639条 合資会社が合同会社になるのに債権者保護手続きいらないんだ

635条は1項に剰余金額とあるね。2項3項5項は純資産額として法務省令で定める方法により算定さ
れる金額。

なんで「利益の額」を辿っていくと「利益剰余金」なんだよw！
法623計算163

議決権の基準日を設ける定款規定って不合理
譲渡したのに議決権を行使。配当はわかるけど・・・

定足数を排除する定款規定を設けたら役員選任の決議についても規定が必要だね

105条に相当する規定は持分会社にないというけど621条の権利を全部奪う定款規定は無効という
より当然のことなのでは